

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	保育所における保育の実施及び子どものための教育・保育給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海津市は、保育所における保育の実施及び子どものための教育・保育給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岐阜県海津市長

公表日

令和5年3月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育所における保育の実施及び子どものための教育・保育給付の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による保育所における保育の実施、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であり、以下を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1.支給認定に係る現況確認、保育の必要性の審査、支給認定証の発行2.保育利用希望の施設利用調整及びあっせん・要請3.利用者負担区分の決定・通知及び利用者負担額の徴収4.認定こども園、保育所、地域型保育利用実績審査5.施設及び事業者申請受付・審査・確認6.施設及び事業者給付費審査・支払い7.マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領 <p>情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うに際し必要となる情報を入手するため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条および第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。</p>
③システムの名称	総合福祉システム(幼稚園、保育園)、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
総合福祉システムファイル、統合情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の第8、94項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第8条及び第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 ①【別表第二における情報提供の根拠】 なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない ②【別表第二における情報照会の根拠】 13、16、116項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第10条の3、12条、59条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部こども未来課保育指導係
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部こども未来課保育指導係 〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515 0584-53-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部こども未来課保育指導係 〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515 0584-53-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法別表1項番 94 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であり、以下を行う。 ①支給認定に係る現況確認、保育の必要性の審査、認定証の発行 ②保育利用希望の施設利用調整及びあっせん・要請 ③利用者負担区分の決定・通知及び利用者負担額の徴収 ④認定こども園、保育所、地域型保育利用実績審査 ⑤施設及び事業者申請受付・審査・確認 ⑥施設及び事業者給付費審査・支払い	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であり、以下を行う。 1.支給認定に係る現況確認、保育の必要性の審査、認定証の発行 2.保育利用希望の施設利用調整及びあっせん・要請 3.利用者負担区分の決定・通知及び利用者負担額の徴収 4.認定こども園、保育所、地域型保育利用実績審査 5.施設及び事業者申請受付・審査・確認 6.施設及び事業者給付費審査・支払い 情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うに際し必要となる情報を入手するため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条および第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。	事後	
平成29年3月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合福祉システム(幼稚園、保育)	総合福祉システム(幼稚園、保育園)、統合宛名システム、中間サーバー	事前	
平成29年3月1日	I-2特定個人情報ファイル名	総合福祉システムファイル	総合福祉システムファイル、統合情報ファイル	事前	
平成29年3月1日	I-3個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第94項	特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の第94項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第8条及び第68条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2の116	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) ①【別表第二における情報提供の根拠】 なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない ②【別表第二における情報照会の根拠】 116項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第59条	事後	
平成29年3月1日	II-1対象人数	平成27年7月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年3月1日	II-2取扱者数	平成27年7月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	I-5評価実施機関における 担当部署 ②所属長	教育委員会 こども課長 松岡 由起	教育委員会 こども課長 高木 みち代	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月8日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であり、以下を行う。</p> <p>1.支給認定に係る現況確認、保育の必要性の審査、認定証の発行 2.保育利用希望の施設利用調整及びあっせん・要請 3.利用者負担区分の決定・通知及び利用者負担額の徴収 4.認定こども園、保育所、地域型保育利用実績審査 5.施設及び事業者申請受付・審査・確認 6.施設及び事業者給付費審査・支払い</p> <p>情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うに際し必要となる情報を入手するため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条および第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。</p>	<p>子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であり、以下を行う。</p> <p>1.支給認定に係る現況確認、保育の必要性の審査、認定証の発行 2.保育利用希望の施設利用調整及びあっせん・要請 3.利用者負担区分の決定・通知及び利用者負担額の徴収 4.認定こども園、保育所、地域型保育利用実績審査 5.施設及び事業者申請受付・審査・確認 6.施設及び事業者給付費審査・支払い 7.マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領</p> <p>情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うに際し必要となる情報を入手するため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条および第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。</p>	事後	
平成29年5月8日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システムの名称	総合福祉システム(幼稚園、保育園)、統合宛名システム、中間サーバー	総合福祉システム(幼稚園、保育園)、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	
平成30年1月1日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ①事務の名称	子どものための教育・保育給付の支給に関する事務	保育所における保育の実施及び子どものための教育・保育給付の支給に関する事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であり、以下を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.支給認定に係る現況確認、保育の必要性の審査、認定証の発行 2.保育利用希望の施設利用調整及びあっせん要請 3.利用者負担区分の決定・通知及び利用者負担額の徴収 4.認定こども園、保育所、地域型保育利用実績審査 5.施設及び事業者申請受付・審査・確認 6.施設及び事業者給付費審査・支払い 7.マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領 <p>情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うに際し必要となる情報を入手するため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条および第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。</p>	<p>児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による保育所における保育の実施、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であり、以下を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.支給認定に係る現況確認、保育の必要性の審査、認定証の発行 2.保育利用希望の施設利用調整及びあっせん要請 3.利用者負担区分の決定・通知及び利用者負担額の徴収 4.認定こども園、保育所、地域型保育利用実績審査 5.施設及び事業者申請受付・審査・確認 6.施設及び事業者給付費審査・支払い 7.マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領 <p>情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うに際し必要となる情報を入手するため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条および第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。</p>	事前	
平成30年1月1日	I-3個人番号の利用 法令上の根拠	<p>特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の第94項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第8条及び第68条</p>	<p>特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の第8、94項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第8条及び第68条</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月1日	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) ①【別表第二における情報提供の根拠】 なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない ②【別表第二における情報照会の根拠】 116項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第59条	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) ①【別表第二における情報提供の根拠】 なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない ②【別表第二における情報照会の根拠】 13、16、116項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第10条の3、12、59条の2	事前	
平成30年1月1日	II-1対象人数	平成29年3月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成30年1月1日	II-2取扱者数	平成29年3月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I-5評価実施機関における 担当部署 ②所属長	教育委員会 こども課長 高木 みち代	教育委員会 こども課長 渡辺 昌代	事後	
平成31年3月1日	I-5評価実施機関における 担当部署 ②所属長	教育委員会 こども課長 渡辺 昌代	教育委員会 こども課長	事後	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	II-1対象人数	平成30年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	II-2取扱者数	平成30年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	IV-1提出する特定個人情報保護評価書の種類	【様式変更に伴う記載内容追加】	基礎項目評価書	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-2特定個人情報の入手	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-3特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月1日	IV-3特定個人情報の使用権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-5特定個人情報の提供・移転	【様式変更に伴う記載内容追加】	[○]提供・移転しない	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-6情報提供ネットワークシステムとの接続	【様式変更に伴う記載内容追加】	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-6情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-7特定個人情報の保管・消去	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-8監査	【様式変更に伴う記載内容追加】	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-9従業員に対する教育・啓発	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分に行っている	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月16日	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) ①【別表第二における情報提供の根拠】 なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない ②【別表第二における情報照会の根拠】 13、16、116項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第10条の3、12、59条の2	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) ①【別表第二における情報提供の根拠】 なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない ②【別表第二における情報照会の根拠】 13、16、116項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第10条の3、12条、59条の2の2	事前	
令和2年10月16日	II-1対象人数	平成31年1月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年10月16日	II-2取扱者数	平成31年1月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和4年3月9日	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	番号法第19条第8号	事後	
令和4年3月9日	II-1対象人数	令和2年9月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	
令和4年3月9日	II-2取扱者数	令和2年9月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	I-5評価実施機関における担当部署 ①部署	教育委員会 子ども課 保育係	健康福祉部子ども未来課保育指導係	事前	組織再編による
令和4年4月1日	I-5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	教育委員会 子ども課長	子ども未来課長	事前	組織再編による
令和4年4月1日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	教育委員会 子ども課 保育係 〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515 0584-53-1111	健康福祉部子ども未来課保育指導係 〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515 0584-53-1111	事前	組織再編による
令和4年4月1日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	教育委員会 子ども課 保育係 〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515 0584-53-1111	健康福祉部子ども未来課保育指導係 〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515 0584-53-1111	事前	組織再編による
令和5年3月3日	II-1対象人数	令和4年2月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	
令和5年3月3日	II-2取扱者数	令和4年2月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	